



朝日に一番近い街 根室市で新規就農

しませんか？

根室市農畜産業活性化推進協議会

根室ってどんなところ？

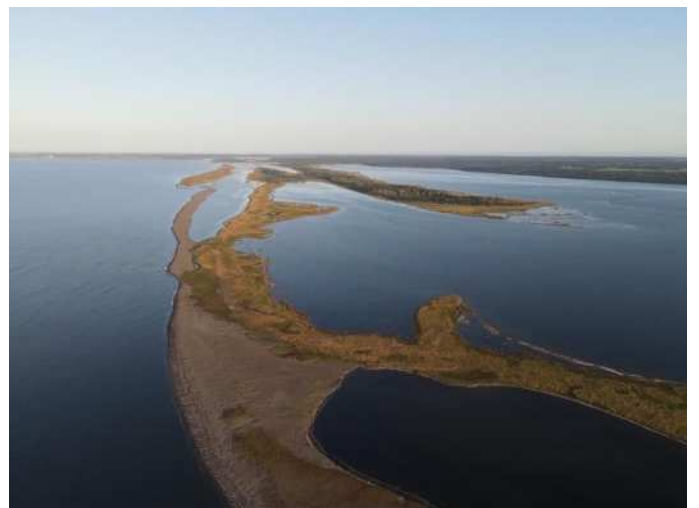
～水産都市・ねむろ～

北海道本土最東端に位置し、三方が海に囲まれ、「花咲ガニ」や「サンマ」等の豊かな水産資源に恵まれた国内有数の水産都市です。



～豊かな自然～

根室の魅力はなんといっても豊富な大自然！
「タンチョウ」や「オジロワシ・オオワシ」が生息し、
多様な生態系が広がる「風蓮湖・春国岱」や
日本の歴史公園100選に選ばれた
「明治公園」など多面的な魅力溢れる街です。



根室の農業は



○酪農戸数…69戸

○飼養頭数…10,429頭

○生乳生産量…51,085トン

令和5年度
実績

冷涼な気候を活かした草地型酪農が盛んに行われています。
また、広大な土地を最大限活用した大規模酪農も根室の特徴の一つです！

新規就農までの道のり

パターン①

酪農経営で自立
・独立した生活を
真剣に志している
夫婦の方



パターン②

酪農の仕事を見つけて
就農をしたい方



近郊研修牧場または市内研修受入牧場にて
約3年間の研修



新規就農

酪農ヘルパー
または 酪農スタッフ

酪農体験実習について



将来、根室市で酪農業をやってみたいと
考えている方は、「**酪農体験実習**」を
オススメいたします！

根室の魅力を感じながら、酪農の仕事を
学ぶには絶好の機会です！

協議会では様々な支援を行っておりますので
ぜひ体験してみてください！

①研修内容

- ・乳牛の搾乳や牛舎清掃及び哺育・給餌等
- ・農協職員業務の体験 など

実習される方の要望に応じた研修内容を
ご用意しております！

②費用助成

交通費や宿泊費を一部助成いたします！

これから農業を始めると
こんな**支援**が受けられます！

①新規就農お祝い金

合計 **600** 万円

②リース料支援

※営農に必要な農用地
等賃貸借契約の貸付料

上限 **100** 万円×**3** 年間

③固定資産税相当額

※補助事業を活用し、
土地等を取得したもの

上限 **25** 万円×**3** 年間

④担い手支援

新規就農予定者による実践・座学研修
受講者に支給

月額 **188,900** 円×**3** 年間

この他、様々な**補助制度**があります！

酪農家の一日を 紹介します！



寝る前に異常が
無いかチェック
をします

- ・搾乳・給餌
- ・清掃・哺育

熱中症対策として
昼夜逆転
して放牧

21 : 30

4 : 00

朝作業

7 : 00

休憩

休憩中も次の作
業のための準備
を行います

18 : 30

放牧

夕方作
業

休憩

昼作業

10 : 00

15 : 00

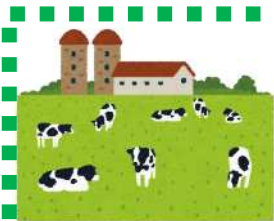
12 : 00

牧場の1日

就寝

- ・搾乳・給餌
- ・清掃・哺育
(朝の作業と同じ
事をします)

- ・牧場整備
- ・人工授精
- ・獣医対応
- ・圃場作業



牧場の一日



① 哺育牛へのエサやり

AM 4:00



生まれてから3ヶ月程度の仔牛はミルクを飲んで育ちます！

② 牛のエサやり(朝夕2回)

AM 4:30



牛舎を綺麗にしたり、エサやりを行います

③育成牛へのエサやり

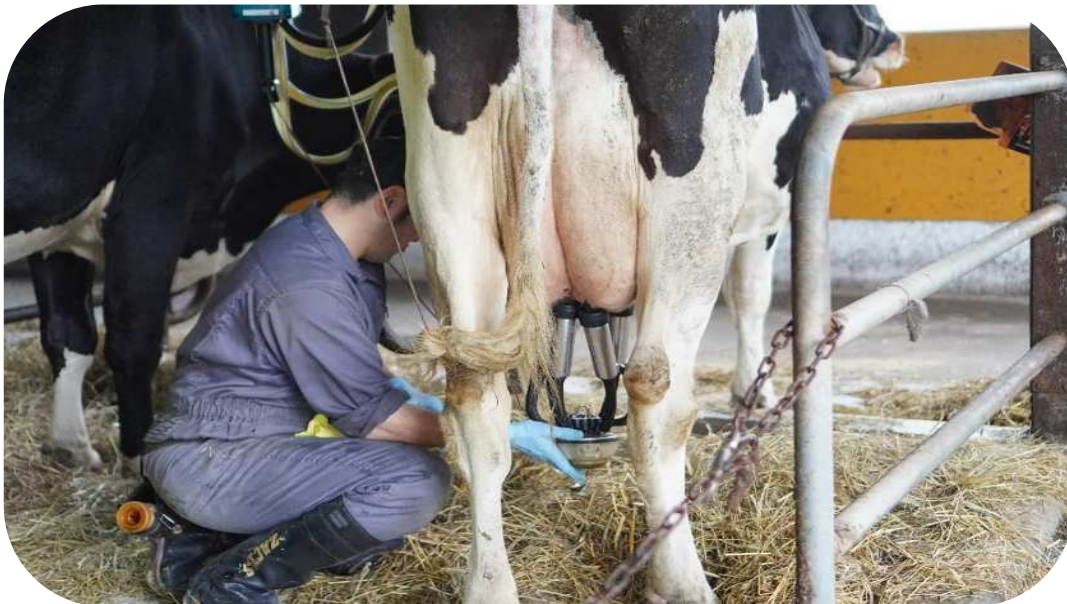
AM 5:00



離乳してから初めての妊娠前の育成牛にエサを与え、次の親牛を育てる大切な作業です！

④搾乳（1日2回）

AM 6:00



「ミルカー」という搾乳機を使用し、乳を搾ります。搾乳された生乳は「バルククーラー」というタンクで冷却保存し集乳されます。

⑤集乳 AM 11 : 00



2日に1回、JA道東あさひの集乳車がバルククーラーで保管された生乳を集めに来ます！

※その他夏期期間においては、牧草収穫作業や肥料散布など仕事は多岐に渡ります！



牛舎清掃することで
牛の病気を未然に防
ぎます！

牧草の収穫風景



新規就農者
に聞く！

中富牧場

新規就農者インタビュー

※令和2年新規就農



就農のきっかけ

中富信也さん・妻の美月さんは神奈川県出身。当時はパン屋さんで働いていました。朝早くから夜遅くまで働くことも多く、幼い子どもと遊ぶ時間を確保できなかったそうでした。そのような中、美月さんの叔父が浜中町で酪農を営んでいることから一度、北海道を訪れ、自然と共に触れ合う環境で子育てしたいと感じ北海道で酪農家を目指すことを決意したのがきっかけでした。

営農を始めるまでの流れ

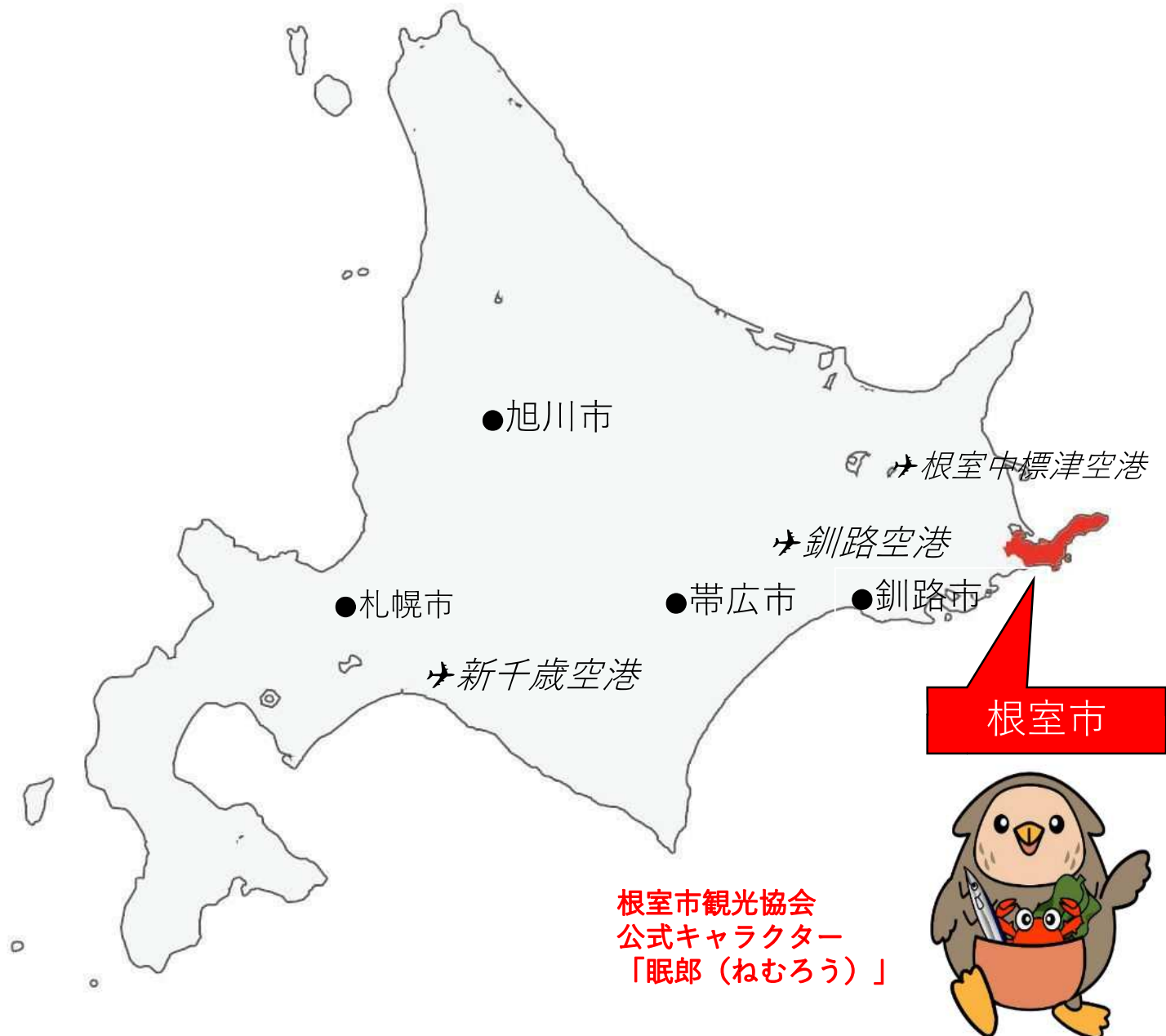
夫妻で北海道に平成29年6月から約3年間別海町の研修牧場で酪農業を一から学び、知識や技術を研さんし、牧場の前経営者のもとで直接指導を受けた後、就農しました。

今後の目標

「集乳の際、前回より集荷量が増えたのを数字として表れる喜びを感じ、施設や機械整備しながら乳牛を増やし、子どもたちの成長を見守りながら、搾乳していきたい」との事でした。



ACCESS



【飛行機】

- ◆東京（羽田）→中標津／約**115**分
- ◆東京（羽田）→釧路／約**105**分
- ◆大阪（関西）→東京（羽田）→中標津／約**230**分
- ◆大阪（伊丹）→東京（羽田）→中標津／約**230**分
- ◆札幌（新千歳）→中標津／約**50**分

【JR】

- ◆札幌→（特急で約**240**分）→釧路→根室（在来線で約**150**分）

【バス】

- ◆中標津空港→根室駅前ターミナル／約**95**分

酪農に関するお問い合わせ先

- 道東あさひ農業協同組合根室支所
〒087-0027 北海道根室市光和町2丁目1番6
T E L : 0153-22-2121
- 事務局／根室市水産経済部農林課
(根室市農畜産業活性化推進協議会)
〒087-8711 北海道根室市常盤町2丁目27番地
T E L : 0153-23-6111 (内線 2266)
E-mail : suk_nourin@city.nemuro.hokkaido.jp



北海道「根室市」の 支援制度



根室市農畜産業活性化推進協議会

根室市役所 水産経済部農林課
道東あさひ農業協同組合根室支所

電話 (0153) 23-6111
電話 (0153) 22-2121





◎ 就農支援制度

① 新規就農者確保対策事業（補助金）【市・ＪＡ】

- ・ 目 的 旺盛な営農意欲と優れた経営管理技術を備えた新規就農希望者の就農を奨励するとともに、市の基幹産業の中核的担い手として育成し、農業の振興と地域の活性化を図る。
- ・ 対 象 者 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項で定める青年等就農計画を作成し、根室市長の認定を受けた者で市税等の滞納がない者。
- ・ 補 助 金 市：新規就農に要する経費 3,000千円
有限会社別海町酪農研修牧場での研修経費（補助率2/15以内）
 - 研修期間1年の場合 補助上限額 560千円
 - 研修期間2年の場合 補助上限額 1,120千円
 - 研修期間3年の場合 補助上限額 1,680千円ＪＡ：3,000千円
- ・ 留意事項 就農後7年以内に農業経営を中止したとき、またはその状態にあるときは、補助金の返還の対象となります。

② 新規就農者リース料支援事業（助成金）【市・ＪＡ】

- ・ 目 的 新規就農者として産業振興に寄与する者に対し、補助事業等によるリース期間中の貸付料の一部を助成することで、農業の振興と地域の活性化を図る。
- ・ 助成対象 ①農用地
②農業用施設用地
③農業用施設
④家畜
⑤農業用機械
- ・ 対 象 者 本市に在住し農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる者であり、かつ農用地等の賃貸借契約を締結している者。
- ・ 助 成 金 市・ＪＡそれぞれ
リース期間中の貸付料の1/3以内。（貸付料上限額3,000千円）
営農開始年度の翌年度から3年間助成。

③ 新規就農者負担軽減支援事業（助成金）【市】

- ・ 目 的 新規就農者として産業振興に寄与する者に対し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、補助事業等を活用し買戻した土地等または農業経営基盤強化促進法等により取得した土地等（住宅は除く）に係る固定資産税相当額を助成することで、農業の振興と地域の活性化に寄与する。
- ・ 対象事業 ①強い農業づくり事業で実施される農場リース円滑化事業
②畜産競争力強化対策整備事業で実施される農場リース事業
③農地保有合理化事業
④農地中間管理機能の特例事業（旧農地保有合理化事業）
- ・ 対 象 者 本市に在住し農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる者であり、かつ補助事業等または基盤強化法等を活用し、農用地及び農業用施設用地並びに農業用施設及び農業用機械を取得した者。
- ・ 助 成 金 補助事業等または基盤強化法等により取得した土地等に係る固定資産税相当額（上限250千円）
当該固定資産税が経営開始後最初に賦課された翌年度から3年間助成。
- ・ 留意事項 固定資産税の滞納があったときなどは、補助金の返還の対象となります。





◎ 受入制度

① 酪農体験実習・酪農ヘルパー体験【JA】

- ・ 目的 将来、道東あさひ農業協同組合管内で、酪農関係の職業に従事しようとする者（検討している者も含む）に対し、酪農スタッフや酪農ヘルパー及び新規参入希望者等の体験実習や複合型インターンシップを開催し、実際の作業・実務を体験するとともに、根室市の気候や風土・地域の人柄等に触れ、将来の方向性判断の一助になることを目的とする。
- ・ 募集人員 ①酪農体験実習（酪農家・研修牧場等での体験実習）
②酪農ヘルパー体験実習
③複合型インターンシップ（①+②+JA業務） } 若干名
- ・ 対象者 将来、道東あさひ農業協同組合管内で、酪農関係の職業に従事することを希望する方または検討している方（原則、18歳以上。初心者歓迎。）
（③については原則、専門学校・短大・大学・大学院の学生を対象とするが、高校生については、学校の推薦状・保護者の同意書が必要）
- ・ 業務内容 ①酪農体験実習
酪農家または酪農研修牧場に宿泊しながら乳牛の飼養管理（搾乳・牛舎清掃・哺乳・給餌）、圃場作業等、酪農家での作業全般
②酪農ヘルパー体験
酪農家に代わって、搾乳・清掃・哺乳・飼料給与などの作業を行う仕事を体験
③複合型インターンシップ ①と②の業務に加え、農業協同組合の業務を体験
- ・ 受入期間 ①酪農体験実習 随時相談（3泊4日、1週間、2週間）
②酪農ヘルパー体験 随時相談（3泊4日、5泊6日）
③複合型インターンシップ 随時相談（5泊6日）
（上記以外の日程期間についても、気軽にご相談下さい。）
- ・ 実習時間 ①酪農体験実習 1日8時間程度
（午前5時～8時半、昼間は休憩の外一部作業あり、午後3時半～7時）
②酪農ヘルパー体験 1日8時間程度
（午前5時～9時、午後3時半～7時半（休憩：午前9時～午後3時半））
③複合型インターンシップ ①・②は上記参照
（JA業務：午前8時45分～午後5時（休憩：正午～午後1時））
- ・ 手 当 無し
- ・ 費用助成 交通費（公共交通機関利用に要したもので、5万円を上限）
食費の支給はありませんが、酪農家での体験実習においては食事提供）
宿泊費（実習事業期間内の宿泊に要したもので、1泊1万円を上限）
また、ファームステイ・研修施設については、無償。
作業服一式・長靴の貸与有り

② 酪農人材支援短期研修助成事業【営農サポート協議会】

- ・ 目的 根室地域において酪農産業に携わる人材が不足している中、酪農の知識や実務経験が乏しく、就業する上で不安を抱えることが多いことから、短期的に酪農人材支援研修制度を設け、根室酪農や生活状況を体験し、将来にわたり酪農に携われる人材として、根室地域で働く可能性を広げることを目的とする。
- ・ 対象者 営農サポート協議会が実施する広告媒体から応募があった酪農関連業務希望者（経験者・未経験者問わず、根室の酪農に興味がある者）
- ・ 業務内容 根室営農サポート協議会主体のカリキュラムに沿った研修を行う。
- ・ 費用助成 交通費については、半額助成
宿泊費・食費・作業着・その他研修に係る費用については全額助成
- ・ 助成期間 最大5日間分を対象





◎ 移住体験・子育て支援制度

① 移住体験住宅【市】

- ・対象者 根室市へ移住を希望する方。
ただし、転勤または婚姻による転入者や就業未経験者は除きます。
- ・入居期間 1週間から6ヶ月以内
- ・共通設備 バス・トイレ（温水洗浄便座付）、テレビ（地デジ、BS放送対応）、ストーブ、掃除機、洗濯機、室内用物干し、テーブル、ソファ、冷蔵庫、電子レンジ、ガスコンロ、炊飯器、炊飯ジャー、調理器具、食器ほか。駐車スペース有り。
- ・賃料等 ①市街地型
 - ・1LDKタイプ 夏季：60,000円／月、冬季：75,000円／月
 - ・3LDKタイプ 夏季：63,000円／月、冬季：78,000円／月
（光熱水費、燃料費、放送受信料、インターネット利用料を含みます）②郊外型
 - ・3LDKタイプ 夏季：57,000円／月、冬季：72,000円／月
（光熱水費、燃料費、放送受信料、インターネット利用料を含みます）
- ・問合せ先 根室市移住相談ワンストップ窓口（根室市役所 総合政策部総合政策室）
電話 (0153)-23-6111

② 多子世帯の保育所・幼稚園保育料の無料化【市】

- ・対象 22歳未満の子どもが3人以上いる世帯で、国の保育料無償化の対象とならない3歳未満の第3子目以降の子どもが通う保育所・認定こども園の保育料（所得制限なし）を無料とし、また、保育所に通う3歳未満（所得制限あり）で第2子目の子どもの保育料についても無料としています。
- ・問合せ先 根室市役所 市民福祉部こども子育て課
電話 (0153)-23-6111

③ こども医療費医療給付事業の拡大実施【市】

- ・対象者 出生から高等学校卒業時（3月31日）まで
- ・対象経費 医科、歯科、保険調剤の健康保険適用医療費の本人負担分の全部及び一部
- ・支援内容 ①0歳から3歳未満
 - ・入院・通院 初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）②3歳以上から高等学校卒業時（3月31日）まで
 - ・入院・通院 課税世帯：総医療費の1割相当
非課税世帯：初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）※保護者の負担が大きくなるよう、入院・通院にそれぞれ月額上限額を設けております。また、過去12か月の間に3回以上月額上限額に達した場合、4回目以降、さらに減額となります。
- ・対象外 健康保険の保険適用外の医療費、入院時の食事療養費、差額ベット代など
- ・留意事項 一定の所得がある世帯については、本制度を利用することができません。
- ・問合せ先 根室市役所 市民福祉部保健課
電話 (0153)-23-6111

